

B-3 跡地利用

意見書 No	内 容
187	管理型最終処分場という事は、管理しつづけなければ安全性が確保できないという事でしょうか？相定外（想定外）の事故がおこらないとは言えないでしょう。一生そのリスクを终って（負って）不安をかかえて生活するのはいやです。 最終処分場においては、廃棄物の埋立中は当然のことながら、「埋立終了」後も施設「廃止」となるまで、浸出水の処理などの維持管理や処理水などのモニタリングを継続します。そして、保有水等（浸出水）の水質が2年以上継続して排出基準等に適合する、埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていない等、法の廃止基準を満たし、市の審査のうえ適合となれば、施設「廃止」となり、維持管理の終了が認められます。 なお、この廃止とは「廃棄物が土中に留まっている限り外部に影響を与えない」状態と定義されます（「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」）。 従いまして、安全性などについては将来に亘って変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ50年先100年先でもないものと考えます。
213	施設廃止となり廃棄物は安定とあるが、どういう安定か、又この後全く安全といえるか。 最終処分場においては、廃棄物の埋立中は当然のことながら、「埋立終了」後も施設「廃止」となるまで、浸出水の処理などの維持管理や処理水などのモニタリングを継続します。そして、保有水等（浸出水）の水質が2年以上継続して排出基準等に適合する、埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていない等、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となるわけですが、「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水等が周辺環境に影響を及ぼすことはありません。 この最終処分場の安定化について補足させていただくために、重金属流出の安定化について同様の考え方をすることができる「岐阜県飛騨市神岡鉱山」の例を挙げさせていただきます。 1910年代から1970年代にかけて、岐阜県にある神岡鉱山（亜鉛・鉛・銀）の鉱毒が神通川水質を汚染し下流域の富山平野西部の耕作地を汚染しました。所謂イタイイタイ病公害案件です。現在、鉱山は採掘を止め閉鎖廃止となっており、廃水処理も既に稼働を停止していますが、坑内からの水はきれいな湧水として排出されています。これは、鉱山の中に鉱毒は依然として存在してはいるが、掘削を止めることで坑道内の岩盤に自然と酸化膜や微生物膜が生成され、岩からの鉱毒の流出が止まったことにより湧出水に鉱毒が混入しなくなったのが理由です。つまり、これが安定化した状態ということになります。

	最終処分場も同じ理由で、処分場内に浸透した雨水の通水経路に存する廃棄物周囲に酸化還元膜や微生物膜が発達することで、廃棄物からの重金属類の流出が止まり汚染されていない水が出てくるようになり、安定化へと進む結果になります。
--	--

	従いまして、浸出水処理施設の稼働を止めた施設廃止後も、重金属類を含め汚染物質が漏れ出すようなことは御座いません。
--	---